**別紙2　プールに設ける採水口の構造基準**

第1　位　　置

消防車両が容易に採水口に部署できること。

第2　構　　造

1　採水口は、次によること。（別図8）

(1)　原則として、2口以上（100ｍ3以上の場合は4口以上）設けること。

(2)　取り付け高さは、地盤面から結合部の中心まで、0.5ｍ以上1.0ｍ以下とする

　 　こと。

(3)　採水口相互間は、概ね30cm離すこと。

(4)　材質は、JIS H5111（青銅鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものと

 　　し、結合部は呼び径75㎜のめねじとし、JIS B9912（消防用ねじ式結合金具

　　 の結合寸法）に適合すること。

(5)　覆冠を設け、面板等に「採水口」と表示すること。

2　導水管は、次によること。

(1)　採水口1口ごとの単独配管（口径100mm以上）とすること。

(2)　消防車両を使用して、1ｍ3/min以上の取水ができるようにすること。

(3)　材質は、SUS 304TPDステンレス鋼鋼管、JWWA K144（日本水道協会規格品）

 　 又はPWA001（配水ポリエチレン管協会規格品）に定める水道配水用ポリエ

　　 チレン管(PE)とし、PE継手についてはJWWA K145又は、PWA002（同規格

 　　品）のうちEF継手のものを使用する。

　 　なお、PEは屋外の露出部分に使用しないこと。

(4)　配管は必要に応じた腐食を防止するための措置を施すこと。

第3　消防水利標識

屋外の採水口付近の見やすい位置に、基準どおり設置すること。なお、設置場所については、協議のうえ決定すること。（別図2）